

## 平成 30 年度第 1 回監査結果報告書

### 1 監査の種類

行政監査及び定期監査

### 2 監査の対象部局

#### (1) 都市政策部

政策推進課、行財政管理課

#### (2) 総務市民部

契約検査課

#### (3) 福祉部

生活福祉課、市民福祉センター、高齢介護課（介護保険事業、後期高齢者医療事業）、やすらぎ老人福祉センター、障害福祉課

#### (4) 健康子ども部

子ども福祉課、保育こども園課、木島認定こども園

#### (5) 消防本部

総務課、警備課、予防課

#### (6) 選挙管理委員会事務局

### 3 監査の実施時期

平成 30 年 7 月 6 日～平成 30 年 12 月 14 日

### 4 監査の対象期間

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

### 5 監査の方法

監査対象部局等における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

### 6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後

の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 都市政策部

① 政策推進課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

② 行財政管理課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(2) 総務市民部

① 契約検査課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 貝塚市公共工事等暴力団排除措置要綱第 15 条第 2 項に「貝塚市建設工事請負業者指名委員会」とあるが、「貝塚市建設工事等入札契約審査委員会」である。また、同条第 8 項に「都市政策部契約検査課」とあるが、「総務市民部契約検査課」である。

(3) 福祉部

① 生活福祉課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

② 市民福祉センター

所管する事務事業全般について実施。

ア. 現金出納員が、現金出納簿の確認印を押していない。

③ 高齢介護課

所管する事務事業のうち、介護保険事業及び後期高齢者医療事業につ

いて実施。

指摘事項は、特になし。

- ④ やすらぎ老人福祉センター  
所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

- ⑤ 障害福祉課  
所管する事務事業全般について実施。

ア. バス借上げ契約について、貝塚市契約規則第 15 条で随意契約を行おうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴することとなっているが、1 人からしか徴していない。

イ. 貝塚市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第 3 条に「外国人登録法」とあるが、外国人登録法は平成 24 年 7 月 9 日に廃止されている。

#### (4) 健康子ども部

- ① 子ども福祉課  
所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

- ② 保育こども園課  
所管する事務事業全般について実施。

ア. 現金出納簿に確認印がない。

イ. 津田小学校仲よしホーム機械警備業務委託及び津田・北・西・二色小学校仲よしホーム緊急対応警備業務委託について、年度途中で受託業者の事業承継があったが、その後、毎月の報告書が提出されていない。

ウ. 貝塚市保育の実施に関する条例施行規則第2条に「条例（ここでいう条例とは、貝塚市保育の実施に関する条例のこと）第2条に規定する」とあるが、条例第2条は削除されている。また、貝塚市保育所入所審査基準第2条に「健康福祉部子育て支援課」、貝塚市保育所入所判定会議設置要綱第3条に「子育て支援課長」「子育て支援課長補佐」、同要綱第4条に「子育て支援課長」とあるが、旧名称、旧所管のままとなっている。

エ. 貝塚市留守家庭児童会条例施行規則第6条及び第8条第1号に「条例第5条第3項」とあるが、「条例第5条第4項」の誤りである。

③ 木島認定こども園

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(5) 消防本部

① 総務課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 消防団用バス借上げ契約について、貝塚市契約規則第15条で随意契約を行おうとするときは、2人以上の者から見積書を徴することとなっているが、1人からしか徴していない。

② 警備課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 予防課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(6) 選挙管理委員会事務局

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア 機構改革や法制度改正があった際、条例、規則、要綱等の整理・改訂を徹底されたい。

イ 固定資産台帳（行財政管理課所管）と備品台帳（契約検査課所管）について、内容が重複している部分があるので、データの一元化を進められたい。また、台帳データの管理のみならず、実態の把握についても進められたい。

ウ 施設利用料の減額、又は免除の適用基準について、本市管轄の全施設について統一的な取り扱いがされるように努められたい。

エ やすらぎ老人福祉センターでは、予算執行の事務手続きを理由として、高齢者向けの文化講座の開催時期を6月～翌3月としている。事業の趣旨からは、通年開催とすべきと考える。

また、他部門についても同様の状況があるとすれば、改善に努められたい。

オ 個人情報の漏洩事故が起こった場合、部局により事故後の対応に差があってはならないことから、市の幹部職員が情報共有すべきものとするが、そのための仕組みを構築されたい。

カ 一般の市町村においては、地方自治法の改正により平成32年4月より内部統制に関する組織、体制の整備が努力義務とされた。

一方、内部統制に関する組織、体制は、法の強制がなくとも組織を不正・誤謬から守り、組織を運営するのに不可欠なものであり、意識するかしないかに係らず、必ず組織には内蔵されるものである。

市の組織運営において、内部統制を意識した運営に心がけていただくと共に、監査委員としても、この見地から監査を実施してゆく所存である。